

19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容 (一) : 日本の学者達の研究を中心に

韓, 相熙
北京大学法学院

<https://doi.org/10.15017/8741>

出版情報 : 法政研究. 74 (1), pp.1-31, 2007-07-31. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容（一） ——日本の学者達の研究を中心に——

韓 相 熙

まえがき

「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関する研究は、日本ではすでに1920年代から、中国では1930年代から、そして韓国では1970年代から始まり、主に以下のような主題が扱われてきた。即ち、マーチン（丁躋良）による『万国公法』の翻訳、『万国公法』の翻訳以前に国際法が受容された可能性、マーチンによる『万国公法』以外の翻訳、マーチン以外の外国人による翻訳、日本・韓国によるそれらの著作の移入、三ヶ国における自国民による翻訳と著述、これらの翻訳に関わる諸問題、日本の学者による著作の中国・韓国への移入、官僚・外交官・学者など知識人達が国際法に対して抱いていた認識、三ヶ国が関係した国際法が適用された国際紛争・事件、外務省などの政府機関の改革、大学などの教育機関で行われた国際法の教育、などが代表的なものであろう。三ヶ国の学者達は、現在も、新しい資料の発掘とその分析を通して、これらの問題についての研究を続けている。

本稿の目的は、上述のような諸問題に関して、日中韓三ヶ国の学者がどのような研究を行ってきたのか、そしてその研究を通じてどのような問題が提起され、いかに議論されてきたのかを考察することである。ただし、これらの問題に対する三ヶ国の学者の研究業績の全てを細部にわたって検討することは、紙幅の制約上不可能でもあるし、私の能力をはるかに超えるものでもある。従って、本稿では、長期にわたって三ヶ国の学者がそれぞれの国内で行ってきた研究について、それぞれの国内の研究を貫くような議論が各々の国家に存在していたのか、そしてもし存在していたとするならばそれはどのようなものであったのかを分析する。そのことによ

て、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」というテーマに対して、日中韓三ヶ国の学者が幅広く共有していた「問題意識」の内容を検討する。このテーマに関する三ヶ国の学者の著作は、本稿の研究目的に照らして整理され、紹介されることになる。

本文に入る前に、結論をあらかじめ述べれば、三ヶ国には、学者達のさまざまな研究を貫くような議論が存在していた。但し、その議論の内容はそれぞれの国家ごとに異なるものであった。

まず、日本の場合は、「国際法が自然法として日本へ受容されたか」という問題をめぐる議論が長くなされてきた。初期には、「自然法」として受容されたという説が「通説」であったが、その後、「自然法」としてではなく「実定法」として受容されたとの反論が強く唱えられ、現在では、「自然法と実定法双方として」受容されたという折衷的な見解（ここではさらに、「自然法」と「実定法」のどちらが優位であったかという問題があるが）が支持されているように思われる。少なくとも、現在の日本において、初期の「通説」であった「自然法として受容された」という説を支持する学者は少数であろう。

また、中国の場合は、「中国にヨーロッパ国際法を最初に紹介したのは誰か」という問題と、「丁韞良はなぜ『万国公法』を翻訳したのか」という問題が早くから提起され、長く論争の対象になってきた。前者の問題は、1980年代後半から「最初の紹介者は林則徐、体系的な紹介者は丁韞良」という結論が支持されることになって一段落し、その後論争の焦点は後者に移っていく。後者の問題に対する初期の「通説」は、不純な動機を持つ欧米帝国主義者としての、そして対外戦略の走狗としての“Bad Martin”を強調していたが、最近では、マーチンに対して“Good Image”が持たれ始めたのみならず、清政府の対外戦略の一環として『万国公法』が翻訳・出版された可能性まで提起されている。

韓国の場合は、「(国際法の受容に)なぜ日本は成功し、朝鮮は失敗したのか」という問題と、「国際法が最初に伝来したのはいつなのか」という問題が中心に議論されてきた。初期の「通説」では、前者については「朝鮮が示した消極的な態度」がその原因として支持され、後者については江華島条約一年後の「1877年」が支持されていた。それ以後の研究では、江華島条約を基準とし、「それ以前」、「江華島条約」、

「それ以後」に時代が区切られ、特に江華島条約以前に国際法が伝来した可能性が示唆されるとともに、「江華島条約」・「それ以後」に関しては、当時の朝鮮は「積極的な態度」を示していたという（従来の通説とは異なる）分析が増え続けている。

ところで、本稿の考察の対象は、「19世紀日本における国際法の受容」に対する日本の学者の研究、「19世紀清国における国際法の受容」に対する中国の学者の研究、そして「19世紀朝鮮における国際法の受容」に対する韓国の学者の研究である。このテーマの射程は極めて広範であるため、三ヶ国の学者の研究業績の中でも、タイトルに「国際法の受容」という表現が直接登場するか、あるいはこの表現がタイトルに登場しなくても、本文でこの問題が直接取り上げられている著作のみを対象とした。従って、19世紀の東アジアの全ての国家を対象としている著作、19世紀から現代までの全ての時代を対象としている著作、また、三ヶ国以外の国の学者により行われた研究、三ヶ国のいずれかの国の学者の著作ではあっても三ヶ国以外の「受容」問題を対象としている著作、さらに、三ヶ国の学者による自国の「受容」問題を扱っていたとしても他国で研究活動を行っている学者の著作（中国の場合のHsuと丘宏達は例外とする）は、必要の限度内で言及することとする。

また、本稿は、各国の学者による研究の発展過程を、研究業績の量、研究者の専攻、「通説」の形成と修正、などを考慮に入れ、便宜上、三段階にわけて考察した。しかし、各国の事情が随分異なるため、それぞれの国家の研究の発展段階を、三ヶ国全てに共通する基準で三段階に分けるのは困難であった。従って、国毎に異なる基準で三段階に分けた。また、このテーマを研究対象とする学者の専攻は、国際法、法制史、国際政治・国際関係、外交史、歴史、人文・語学など、極めて多様であるが、本稿ではその中の一つの視点から分析を行うことは避けることにした。また、引用している文献数が多いため、細部に渡って脚注をつけることは省略せざるをえなかった。これに関しては原著を参照されたい。そして、人名および著書の表記の仕方は、学者によって相当に異なる。従って、本稿では、可能な限り、各学者各々の表記方法を尊重した。ただし、「万国公法」に関しては、著作を指す場合は『万国公法』または『萬国公法』とした。

最後に、本稿では、日本、中国、韓国の順に考察を行う。なぜならば、ヨーロッパの国際法は、19世紀にまず中国に伝わり、その後日本と韓国によって受容された

のではあるが、国際法の受容に関する学者の「研究」は日本で先行して行われ、その後中国と韓国で行われたためである。特に、初期の日本の学者の研究がその後の中国と韓国の学者に影響を及ぼすこととなったという経緯を考慮すると、日本、中国、韓国の順に考察するのが適当であると考えられる。以下では、日本、中国、韓国の順に、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関する各国の学者の研究動向を分析することにする。⁽⁷⁾

一、序論

「19世紀日本における国際法の受容」に関する日本の学者の研究は、20世紀には既に始まっている⁽⁸⁾。国際法の「受容」という観点から専門的にこの問題を研究対象としたのは、やはり1920年代半ばの吉野作造と尾佐竹猛であろう。本稿では、「19世紀日本における国際法の受容」に関して、日本の学者が1920年代半ばから現代までに行った研究の発展過程を、以下のように三つの時期に区分した。

まず、第1段階は1920年代半ばから1950年代初めであり、この時期には吉野作造と尾佐竹猛によって本テーマに関する研究が始まり、大平善悟、信夫淳平などの国際法学者により研究の基本的な枠組、内容、そして「通説」が形成される。

第2段階は1950年代初めから1980年代初めであり、この時期には、栗山茂、筒井若水・広部知也、住吉良人、Otsuka Hirohiko、伊藤不二男、田岡良一、一又正雄、粕谷進、松井芳郎、香西茂などの国際法学者らによって、研究を集大成する試みおよび「通説」を修正する試みがなされ、従来の研究が一層の深まりを見せる。

第3段階は1980年代初めから現在までであり、この時期には、大沼保昭、田中忠、安岡昭男、井上勝生、加藤周一、丸山真男、丸山真行、小和田恒、明石欽司、その他様々な専攻の研究者による研究がなされた。従来の「通説」に対する批判的総合の試みなどを通じ、研究の多様性が増し、またその質が高まる時期である。

二、第1段階：1920年代半ば—1950年代初め

「19世紀日本における国際法の受容」に関する日本の最初の研究としてしばしば取

り上げられる論文は、国際法学者の大平善悟が1936年発表した「国際法学の継受」⁽⁹⁾であろう。当論文の冒頭では、「従来の研究に対して、新しき何物をも附加し得なかつた様に感ずる」と告白されている。大平の論文を検討すると、この「従来の研究」として代表的なものは、吉野作造と尾佐竹猛の研究だと考えられる。

まず、政治学者の吉野作造は、1925年の『国家学会雑誌』に「明治初期政治学関係文献概目」⁽¹⁰⁾を掲載し、その翌年の1926年の同じ雑誌に「明治初期政治学関係文献解題」⁽¹¹⁾を発表している。吉野は、後者の「文献解題」中で幾つかの重要な文献を紹介しているが、その中の一つが『万国公法六冊丁馳良譯』である。これはせいぜい2-3頁の文章であるが、それ以後多数の学者に多大な影響を及ぼすこととなる。この「文献解題」において吉野が主張したかったのは、日本における民権自由や公議などの政治意識の啓発または政治思想の啓発に、『万国公法』が相当重要な役割を果たしたという点である。従って、「国際公法」の著作である『万国公法』が、「政治関係」の著作である「文献解題」で扱われているのである。

吉野によると、倒幕後の明治政府は、条約の締結を始めとした外国との交流を、即刻なすべき状況にあった。しかし、そもそも幕府打倒のスローガンの一つが鎖国攘夷であったため、明治政府が西洋と交流を始めたことに対して多くの人々が悲憤慷慨することになり、明治政府はジレンマに陥る結果となる。このジレンマから脱出する方策、即ち、西欧との交流を進めつつ民権の不平も抑える方策として明治政府が発見した一条の活路は、「外夷は禽獣にひとしいものと従来考えていたが、能く調べて見ると必ずしもさうでない。彼等は宇内の公法を以て我々に接するといふて居る。然らば敢て之を排斥すべきものではないのみならず、我々も亦正義公道を以て接するのが礼ではないか」という理屈であったのである。

この「宇内の公法」が、一種の「形而上学的規範」または「天道」のようなものとして理解されると同時に、公法の書、即ち『万国公法』は一種の經典の類と見做され、「公法や天道や儒教からも教へられた。併し新時代に応ずるには之では足りぬ。西洋で謂ふ公法を知らなくてはならぬということになり、斯くしてわが『万国公法』は当時宛かも宗教の經典の如き權威を以て多くの人々に読まれたのであった。」のである。また、ちょうど当時オランダから帰朝した西周助・津田真道が持ち帰った、和蘭フィツセリング(Vissering)の視点がこの傾向を助長し、「是れが実にやがて民

権自由の思想が燎原の勢を以て天下を風靡するに至った原因である。」というのが吉野作造の説明である。⁽¹²⁾

吉野の主張は、1927年の「我国近代史における政治意識の発生」⁽¹³⁾でより精巧に発展することとなる。政治学者の吉野作造がこのような解釈をしたために、「当時の日本人は、マーチン即ち丁韞良の『萬国公法』を、「宇内の公法」・「形而上学的規範」・「天道」などのような概念と混同した。自然法主義者のフィツセリング (Vissering) および彼の日本人学生、その中でも特に西の著作である、『萬国公法』はこの混同を助長し、「国際法は自然法として日本へ受容された」という仮説ができたのである。この「仮説」は、以後の国際法学者達の中で「通説」に発展し、定着していくことになる。

一方、法学者(判事)の尾佐竹猛は、1914年には既に「幕末における国際法」⁽¹⁴⁾を発表している。この論文は「主権の所在」、「外交機関の待遇」、「局外中立」、「榎本軍の行動」などの幕末の国際法問題を扱っている。尾佐は、その後も『維新前後に於ける立憲思想』⁽¹⁵⁾(1925)、『国際法より観たる幕末外交物語』⁽¹⁶⁾(1926)、『近世日本の国際観念の発達』⁽¹⁷⁾(1932)などの著作を出版する。特に、『国際法より観たる幕末外交物語』は1914年の論文を発展させたものであり、「国際法の研究」、「主権者」、「外交官」、「条約」、「局外中立」、「居中調停」、「戦争」の7章に分かれており、膨大な一次資料に基づいて非常に詳細な分析がなされている。⁽¹⁸⁾

「19世紀日本における国際法の受容」に関する日本の研究において、尾佐竹猛という人物の役割は非常に大きい。尾佐は膨大な一次資料の発掘、分析、整理を行い、日本における国際法の受容過程を綿密に追跡している。また、著作で分類された「受容」の「分野」も、「19世紀日本における国際法の受容」を理解するには極めて有用である。尾佐の著作はこのような特徴を持つゆえ、以後多くの日本および外国の学者に頻繁に引用される。

以上のように、日本では既に1920年代から、吉野作造と尾佐竹猛により「19世紀日本における国際法の受容」についての研究が始まっている。政治学者の吉野作造は、『萬国公法』の移入の際の認識に関する仮説を作り出し、法律家(判事)の尾佐竹猛が膨大な事実関係の資料を提供することにより、「19世紀日本における国際法の受容」に対する本格的な研究が始まったのである。特に、1926年という年は、吉野

作造の「明治初期政治学関係文献解題一」と尾佐竹猛の『国際法より観たる幕末外交物語』が発表された年であり、「19世紀日本における国際法の受容」問題にとっては記念すべき出発点だと思われる。⁽¹⁹⁾

その10年後、国際法学者の大平善梧は、吉野作造と尾佐竹猛の研究を国際法の観点から総合することを試みた。大平は、「国際法学の継受」（1936）と「国際法学の移入と性法論」⁽²⁰⁾（1938）などの論文を発表する。1936年の論文は、ハリスによる国際法の紹介、オランダ留学生の貢献、日本の初期の国際法学者、明治政府の樹立過程などをまとめたもので、尾佐竹猛の研究が多数参照された。大平が、吉野作造と尾佐竹猛の研究に基づいて、「19世紀日本における国際法の受容」に関する一つの「通説」を確立したのは、その2年後に発表された「国際法学の移入と性法論」においてである。この論文を要約すると以下ようになる。

第一に、まず、当時の日本の思想界は、国際法を継受するには極めて都合の良い素地であったとされる。大平は、「徳川時代の思想界を支配したのは、漢学即ち儒教の道徳主義であった。朱子学派・陽明学派・古学派などの諸学派であったが、就中官学として選ばれた朱子学派は、徳川三百年の間ともかく正統的儒学として思想の根底を培ったものである。」としながら、「この朱子学派の性理論は、国際法を継受するには極めて都合の良い素地となった。国際法は、本来各国家間の関係を規律する現実法であって、自然法ではないが、当時それが根拠として自然法を結びつけ、公法論となつて、国際法と自然法と区別なくして、一共に我が国に紹介されたのである。」⁽²¹⁾とする。

第二に、大平は当時のヨーロッパの法学界に関して、「国際法は、ウェストファリア会議（1648年）以降、条約及び慣行に因る現実的規律の成立を見、従つて次第に実定法学派の勢力が増したが、尚一九世紀前半までは、自然法学派乃至折衷派が、その指導的地位を維持していた。」という。

第三に、フィッセルリングが自然法論者であったことが強調されている。大平は、「我が国に輸入された国際法学は、ウィートン・オルトラン・ウールジイ・ハーレック・ブルンチェリー等、折衷の見地に立つが、すべて自然法を肯定するものであり、殊にフィッセルリングの立場は、純粋に自然的なもの」であり、「ケント・ヘフトル・マルテンスは国家間の合意を重視する実定法派に属していたけれども、その主張は

極端でなく、性法論を否定する影響は与えなかったよう]であるという。また、「西・津田の両人が師事した和蘭のエス・フィッセリングは、自然法論者」であり、「ヒッセルリングの根本思想は、その法学通論とも言うべき、『性法略』に現れている。」としている。

第四に、自然法論者のフィッセリングから授業を受けた西が書いた『万国公法』も当然自然法（性法）に基づいているという。即ち、「西の訳述の畢洒林氏『万国公法』は、慶応四年出版されたが、その根拠を性法論に採ったものである。これは、西が留学出発前より哲理に興味を持ち、後年哲学並びに心理学の開拓に功があった事と思い合わせて興味深く感ずる。畢氏の『万国公法』は、性法の外に条約及び慣行を認め、平時戦時に亘り国際法の細かい規則を教えている。性法に合すると合せざるを論せず、条約の効果を認めんとする如き記述がある所から、『性法略』よりは折衷の見地に墮したように思われる。併し性理の公法は其の基本として泰西公法は源を斯こに取らざるを得ざるなりと言って、以前交際〔ママ〕性法を中心に置くである。」という。

第五に、マーチンの『万国公法』に関して、大平は、「我が国に自然法と国際法とを一共にして、公法論と称して輸入したのは丁躰良の『万国公法』である。丁躰良は、マルチンの支那名にて、多年支那に滞在し、東洋の事情並びにその思想も理解していたので、特に公法思想を力説した様に思われる。或いは彼自ら自然法論者であったろう。彼の翻訳と原本とを対照して見ると、原著以上に公法論が力強く表面に出ている。」とする。また、「条理と合意との二元論に立つ所のホーイトンの折衷的立場も、丁躰良の訳文には、性法論が最先頭に出でて、殆ど性法の一元論の如くに解され」、合意 (general consent) は公議と訳されたり、慣習 (usage) は常例と訳されたりするという。

このような内容に従って、大平は以下のような結論を出したのである。即ち、「我が国に輸入された国際公法が、自然法に基礎を求める学説であったが、然かも始めは、万国公法の名に於て、これが自然法乃至宇内の公法の条理と同一視せられたのである。この誤解を生ぜしめた事には、前述の如く恵頓『万国公法』の記載が原因するところが多い。併しこの誤解から、他方国内政治論としては自由民権論及び公議論を生ずる根拠が出来たと共に、又一方国際問題の方面にては、開国論の理由に

なった。」10年前の吉野作造の主張が国際法の観点から洗練され、「国際法は自然法として日本へ移入または受容された」という、日本における国際法学の「通説」が完成されたのである。

大平は、その後も「三つの開国」⁽²²⁾ (1952)、「日本の国際法の受容」⁽²³⁾ (1953)などを発表するが、この立場はそのまま維持されている。特に、1953年の論文は、1936年と1938年の論文の総合である。この論文で、「マーチンが、国際法を、万国公法さらに単に公法と称し、西洋の自然法と東洋の天道思想ないし性理思想を結びつけて、西洋の思想と制度を東洋に自然に移入しようと努力した賢明さは、高く評価されねばならない。」とされている。

大平善悟のこのような試みに信夫淳平も加わる。信夫淳平は、「我国に於ける戦時国際法の発達」⁽²⁴⁾ (1943)という論文で、日本の国際法の発展に影響を及ぼした七つの「動素」を挙げて、それらに関して一つずつ分析を行っている。この論文は後に加筆され“Vicissitudes of International Law in the Modern History of Japan”⁽²⁵⁾ (1951)という英語のタイトルで発表される。これらの論文でも「国際法は自然法として日本へ移入または受容された」という「通説」はほぼそのまま受け入れられている。⁽²⁶⁾

以上のように、1920年代から1940年代にかけて吉野作造、尾佐竹猛、大平善悟、そして信夫淳平などの研究により、「受容」の分野、内容、「通説」などの諸側面において、「19世紀日本における国際法の受容」に対する日本の学者の基本的な研究枠組が形成されたと言えるだろう。

三、第2段階：1950年代初め—1980年代初め

1950年代以降、「19世紀日本における国際法の受容」についての議論には、多数の学者が新しく参加してくるが、ほぼ全ての参加者が国際法学者である。例えば、筒井若水・広部和也、住吉良人、伊藤不二男、田岡良一、一又正雄、粕谷進、松井芳郎、香西茂などである。また、栗山茂、Otsuka Hirohikoも英語で論文を発表している。しかし、この中でも、最も活発な研究を行ったのは住吉良人、伊藤不二男、田岡良一、一又正雄の四人であろう。住吉良人は幕末と明治初期、一又正雄は『泰

西公法』以後の時期（即ち、明治以後）、そして伊藤不二男は幕末から現代までを対象にし、このテーマに関する議論の集大成を試みる。また、田岡良一は、西周助の『萬国公法』を徹底的に分析することにより、それまでの「通説」に真正面から反駁する。

以上のように、この時期の研究は、主に国際法学者が中心となって行っているために、国際法学の内容が多く取り上げられている。また、このテーマに関する議論の集大成を試みる学者もおり、相当の量の研究が蓄積された。それだけでなく、定着した「通説」が、一方では多くの学者達に支持されながらも、他方では激しい反論と挑戦に直面することになる。以下では、栗山茂、Otsuka Hirohiko、筒井若水・広部知也、粕谷進、松井芳郎、香西茂の研究を簡潔に紹介し、主に住吉良人、伊藤不二男、田岡良一、一又正雄の四人に重点をおきながら彼らの著作を紹介することとする。

まず、二つの英語論文から始めたい。1957年、*The Japanese Annual of International Law*の創刊号の第一番目の論文は、初代会長である栗山茂の、“Historical Aspects of the Progress of International Law in Japan”⁽²⁷⁾であった。この論文は、20世紀前半までの日本の国際法受容過程を簡略に紹介するものであり、注もついていない5頁のものである。この論文では、幕府の官僚達はハリスが繰り返し口にした万国公法を、当時日本で流行っていた儒教（political theories of natural law in Confucianism）を通じて理解しようとしていたとされる。また、明治政府が「国際法を自然法として受容」したことを説明するために、明治政府によって新暦の採択およびMaria Ruz号事件を例として挙げられている。

もう一つの英語論文は、Otsuka Hirohikoが1969年に発表した“Japan’s Early Encounter with the Concept of the ‘Law of Nations’”⁽²⁸⁾である。この論文は、条約締結にあたっての日本の主権の所在問題、日本が締結した条約の内容、治外法権、中立、そして明治政府が負う幕府債務の承継問題などを分析しており、後の多くの学者（特に外国の学者）に引用されている。この論文にも、当時の官僚達が『萬国公法』を一種の形而上学のように理解したとか、この著作が経典のように読まれたとかといった内容の記述がある。

この一年前の1968年、『ジュリスト学説100年史』の「国際法」部分を、筒井若水

と広部和也が担当している。⁽²⁹⁾この論文は、「明治時代」、「大正時代」、「昭和時代」(第二次世界大戦前)、「昭和時代」(第二次世界大戦後)に分けて日本における国際法の主な学説を整理、紹介している。⁽³⁰⁾この論文の「明治時代」に関する部分は、殆ど尾佐竹猛の著作を引用している。『万国公法』についての部分でも尾佐竹猛の著作を引用して、「当時の識者によく読まれたのみならず、維新当初の開国方針を決定する際の重大な参考書となり、また、この後、多くの外交家にとって知識の宝庫であったという」と評価している。

以下では住吉良人、伊藤不二男、田岡良一、一又正雄の四人の著作を見てみることにする。まず、住吉良人は「西欧国際法学の日本への移入とその展開」⁽³¹⁾(1969)、「Henry Wheaton, Elements of International Law, 1836. 丁韪良 (W.A.O.Martin) 万国公法一卷 (同治三年、1864)、瓜生三寅・交道起源一名万国公法全書一号 (慶応四年、1867)」⁽³²⁾(1970)、「明治初期における国際法の導入」⁽³³⁾(1973)などの論文を発表している。まず、1969年の論文は、「万国公法に関する文献の移入」と「初期国際法学の認識と展開」の二つに分け、前者ではマーチンの『万国公法』とそれに関連する和訳・翻訳本、そして日本における原典翻訳書を詳細に調査・整理し、後者では、日本の知識人が初期の国際法をどのように認識していたかを分析している。

この論文は、「国際法は自然法として日本へ受容された」という従来の「通説」を以下のように支持している。即ち、「一口に云ってこの時代の特徴は、国内法整備のための参考資料として翻訳書が流布し、判例研究(主として海事法)による実定国際法の把握が意図された。しかし、一方では万国公法という言葉が示すように、国際法は形而上学的規範と考えられ、翻訳学の枠を超える認識はなされていない。」としながら、「我が国に移入された初期国際法は、以上のべてきたように自然法を中心とする学説であった。それは、徐々に国際法というカテゴリーから離れて自然法、宇内の公法という広い意味に理解された。」という結論に達している。当時幕府と明治初期における国際法の受容問題に関して最も深く研究をしていた住吉良人も、従来の「通説」を強く支持する立場を取っていたのである。

しかし、このような従来の「通説」は、伊藤不二男によって挑戦されることとなる。伊藤不二男は、“One Hundred Years of International Law Studies in Japan”⁽³⁴⁾(1969)、「近代日本法思想史：国際法」⁽³⁵⁾(1979)などの論文を発表し、幕末から現代

までの日本における国際法の受容を、明治期、日清戦争と日露戦争の時期、20世紀前半、そして第1次世界大戦以後、に分けてまとめようとしている。しかし、二つの論文は、「国際法は自然法として日本へ受容された」という「通説」に対して、前者の論文では部分的に、そして後者の論文では全面的に、反論を提起する。まず1969年の論文を紹介し、1979年の論文は後述する。

1969年の論文は、まず『万国公法』の著者であるWheatonが、自然法思想を認めてはいるが、実定国際法の基礎(または根源、basis)としての自然法を強調しなかったとする。伊藤は、ヨーロッパ、特にドイツの国際法学界を紹介しながら、Wheatonも19世紀の実定国際法学者の一人として見做されうるし、従って、主にWheatonの『万国公法』を通じて国際法を研究した初期の日本人は、国際法の実定主義思想に影響を受けたのに違いないと主張する。これは、従来の「通説」とは正反対の主張であろう。しかし、興味深いことに、フィツセリングに関しては、従来の「通説」をそのまま受け入れている。即ち、伊藤によれば、フィツセリングは全ての法の法源は自然法にあると信じている人物であり、国際法の諸原則が自然法の根本的な原則から派生していることを体系的に説明しているため、このフィツセリングの講義を翻訳した西の『万国公法』も自然法の諸原理を紹介しているというのである。⁽³⁶⁾

伊藤不二男のこの論文に関してもう一点指摘したいのは、「通説」に対してこのような部分的反論を提起しながらも、結論としては、「当時の日本人の関心事項は、その理論云々よりは、実用的な法知識を得ることであった」と付け加えていることである。当時の日本人が理論よりも「実用的な法知識」(practical knowledge of law)を得るために尽力したという解釈が、後述する大沼保昭、小和田恒、明石欽司に繋がっていくのであろう。

一方、従来の「通説」に対して真正面から反論を提起した人物は田岡良一であった。田岡は、1972年発表した「西周助『万国公法』」⁽³⁷⁾で、西の留学の背景、そして西が書いた『万国公法』の内容を詳細に分析することにより、当時ヨーロッパ国際法学界を支配したのは自然法ではなく実定法学であり、フィツセリングと西の『万国公法』も実定法学の傾向が強いと主張する。このような分析を行った後、吉野作造という政治学者が十分に研究を尽くさずに論じたことを、国際法学者たちがそのまま受け入れている点を厳しく批判している。

田岡によれば、従来の日本の学者達は、第1巻のみを読んだ上で西の『万国公法』は自然法的な傾向が強いと判断しているが、それは大きな間違いであるとする。西の『万国公法』を最初から最後まで読んだときにそれを貫くものがあるとすれば、それは自然法的なものではなく、実定法的なものであるというのである。即ち、第一に、西が使っている「泰西公法」という概念は自然法学派（西の訳語で「性理の法」）ではなく、実定法学派の法理であるという点、第二に、西の『万国公法』が「平時泰西公法の条規」と「戦時泰西公法の条規」に分けられている点、第三に、この著作全体にわたって先占の規則、無差別戦争の原則、領事裁判権、外交制度などヨーロッパ実定法の内容が細かく説明されている点、第四に、19世紀ヨーロッパの法学界はすでに実定法主義が優位に立っており、フィツセリングもその一人である点、第五に、国際法の専門家でないフィツセリングが（国際法に関して何も知らない）西に紹介しようとした内容は自然法ではなくむしろ当時ヨーロッパに流行っていた実定法の一般的な内容であろうという点などを指摘しながら、西の『万国公法』は、決して自然法的なものではないということを主張している。

田岡良一のこの論文は大きな反響を引き起こす。例えば、この論文の影響で、住吉良人（1973年の論文）や伊藤不二男（1979年の論文）などは自己の立場を修正している。

まず、住吉良人は、「明治初期における国際法の導入」⁽³⁸⁾（1973）の中の「丁臈良と性法の導入について」という部分において、次のように述べている。「従来から通説的な認識とされてきた、国際法はマーチンにより性法（自然法）として我国に導入されたと断定するよりも、むしろ我国の法意識と（たとえば朱子学派の理論）類似性を有する自然法的思想ときわめて容易に結びつけて考えられたところにその原因が存すると考えられる。（略）このような国際法＝宇内の公法という考えは、勿論、マーチンの漢訳万国公法の影響であるが、それゆえにマーチンが国際法を性法に変え、日本には性法としての国際法が導入されたと断定することは正鵠をえていない。むしろそれに続く日本における邦訳に起因するところが多いのである。」

また、伊藤不二男の「近代日本法思想史：国際法」（1979）では、フィツセリングと西の『万国公法』に対する従来の自己の立場を以下のように修正している。「フィツセリングの『万国公法』は、自然法を国際法（万国公法）の本源と説くところから、

もとより自然法を否定するものではないけれども、その説の全体を総合して考えると、それはやはり十九世紀のヨーロッパ国際法学を支配した実定法主義 (positivism) の思想に基づいて国際法 (万国公法) を説いたものと判断することが正しい、といわなければならない。」としている。伊藤は、「この西周助とその訳フィッセルリングの『万国公法』については、私は、この問題について永年研究された田岡良一先生⁽³⁹⁾の教えをうけた。」としている。

以上のように、「国際法は自然法として日本へ受容された」という「通説」は、1960年代以降、徐々に反論に直面するようになり、1970年代に入ると、田岡良一、伊藤不二男、そして住吉良人などにより部分的または全面的な挑戦を受けるところとなったのである。

一方、このような激しい論争が進む間に、この論争の対象になっている二つの『萬国公法』(マーチンのものと西のもの)以降の時期、即ち明治以降の時期の、日本における国際法の受容過程及び発展過程についての研究を集大成しようとする試みが一又正雄により行われた。一又は「明治及び大正初期における日本国際法学の形成と発展：前史と黎明期」(1973)と『日本の国際法学を築いた人々』(1973)を、同じ年に発表する。もちろん、前者は後者の一部である。後者の本は、「前史」、「黎明期の時代的背景と先覚者」、「専攻国際法学者の誕生」、「国際法学会の創立と育成」、「日本国際法学の推進者」、「外務省を中心として」に分かれている。この著作は、日本の国際法の受容と発達に関係する主要な人物、事件、機関などについて網羅的に記述しており、このような試みは日本では初めての試みであり、また最後の試みであるとも言えよう。ただし、一又の研究においては、「泰西国際法」の移入は扱われていないため、「国際法の自然法としての受容」という「通説」には触れられていない。

この著作の内容を簡単に要約すれば、以下の通りである。まず、第一に、「前史」においては、四人の先覚者が活躍した明治時代(西周、津田真道、箕作麟祥、福地源一郎)、明治初期の政府要人の国際法観、そしてお雇い外国人の役割(ジュ・ブスケ、ペシャイン・スミス、ボアソナード、ロエスレル、ピゴット、パテルノストロ)の順に論じられている。第二に、「黎明期の時代的背景と先覚者」においては、まず、日本国際法学勃興の導火線となった諸問題(時代的背景)として函館戦争と局外中

立、明治新政府の承認、ハワイ行き日本労働者問題、普仏戦争の際における局外中立、蕃社事件、マリア・ルス号事件、朝鮮問題、清仏事件の際における局外中立問題、条約改正問題、ラヴェンナ号事件、日清戦争、日露戦争、日韓関係、中国革命と内乱などを網羅的に、しかし簡潔に記述した後、黎明期の先覚者（鳩山和夫と穂積陳重）、東京大学における国際法教育、そして霞ヶ関の先駆者たち（小村寿太郎、原敬、安達峰一郎）とデニソンに関して述べている。第三に、「専攻国際法学者の誕生」においては、千賀鶴多郎、有賀長雄、寺尾享、高橋作衛、中村進午についてさまざまな情報を提供している。第四に、「国際法学会の創立と育成」においては、まず、山田三良、立作太郎、山川端夫の三人について記述し、国際法学会の創立とその活動⁽⁴²⁾、「国際法雑誌」の創刊などについての説明がなされている。第五に、「日本国際法学の推進者」においては、織田満、信夫淳平、遠藤源六、松田道一、長岡春一、菊池駒次、松原一雄、板倉卓造、杉村陽太郎、蛭川新、高柳賢三、泉哲、大沢章、深井英五、その他、尾佐竹猛、恒藤恭、岡康哉、美濃部達吉などに関して言及している。そして最後に、「外務省を中心として」においては、外務省と国際法調査一取調局から条約局への発展をめぐる話、国際会議（第一回ヘーグ平和会議、日露講和会議、第二回ヘーグ平和会議、戦地軍隊における傷者及病者の状態に関する条約、ロンドン海鮮法規会議、パリ講和会議、ワシントン会議、国際連盟など）に関して記述し、最後にペイティとジャン・レイに言及している⁽⁴³⁾。

最後に、粕谷進、松井芳郎、香西茂の、三人の研究を簡略に紹介したい。まず、粕谷進は1974年に「日本の開国と国際法」⁽⁴⁴⁾を発表する。この論文は、日米和親条約（神奈川条約、1852年）と日米修好通商条約（1858年）の締結背景、締結過程そしてその内容を、いわゆる「不平等条約」という観点から扱った論文である。同じ年に、松井芳郎により「近代日本と国際法（上）（下）」⁽⁴⁵⁾（1974年）が発表される。この論文は、近代国際法が、ヨーロッパとアメリカといった先進資本主義諸国の、それ以外の世界に対する支配の法であったという観点からアプローチしている。1970年代前後、「通説」に対して様々な反論がなされているが、この二つの論文は依然として従来の「通説」を受け入れているように見える⁽⁴⁶⁾。

また、翌1975年、香西茂が「幕末開国期における国際法の導入」⁽⁴⁷⁾を発表するが、この論文は、神奈川条約、日英協約、日露条約、そして日米修好通商条約の締結を

めぐる、西欧との交渉の過程を詳しく整理、分析している。論文の構成は、「ペリーの来航と神奈川条約（1853-54年）」、「スターリングの渡航と日英協約（1854年）」、「プチャーチンの来航と日露条約（1854-55年）」、「ハリスの来日と修好通商条約（1856年-58年）」となっている。この論文にみられる当時の日本人の姿は、「西洋諸国のもたらした未知の法」を前に、形而上学的概念、天道、あるいは性法などよりも、現実的で有用な国際法の知識を求める姿であろう。

以上のように、第2段階（1950年代初め-1980年代初め）においては、国際法学者が中心となり、多くの新しい研究が蓄積された。また、従来の「通説」に対しても、様々な反論が提起された。そして、何よりも、この時代に蓄積された研究および「通説」をめぐる論争を通して、当時の日本人が求めたのは、「その理論云々よりは、実用的な法知識を得ることであった」という認識が徐々に強くなっている。

四、第3段階：1980年代初め一現在

1980年代に入ると、「19世紀日本における国際法の受容」についての議論の流れには、また大きな変化が生じる。即ち、それまでは国際法学者が議論の中心であったが、それに歴史学者、外交史学者、政治学者、人文科学者など、さまざまな分野の学者が参加することとなったのである。従って、その内容の多様性がかなり増すことになる。また、「通説」をめぐる議論についても、第3の解釈及び第4の解釈が提起され、論争はまだまだ続くこととなった。同時に、当時の日本人の、「実用的な法知識」を積極的に求める態度が「再発見」される。この時期の代表的な学者として、大沼保昭、田中忠、安岡昭男、戸田文明、丸山真男、加藤周一、武山真行、小和田恒、明石欽司などを中心として紹介したい。

まず、大沼保昭は、1986年に英語で“‘Japanese International Law’ in the Prewar Period: Perspectives on the Teaching and Research of International Law in Prewar Japan⁽⁴⁸⁾” を発表する。この論文は、第1次世界大戦以前の日本における国際法の受容を、国際法の教育と研究という観点から分析している興味深い論文であり、大沼保昭が国際法に対して長年持ち続けている、いわゆる「文際的」(intercivilizational)⁽⁴⁹⁾アプローチの視点がこの論文の底辺にも流れている。大沼は、第1次世界

大戦以前までの日本における国際法の教育と研究の特徴として、実用的 (practical)、政府主導 (statism-oriented)、消極的 (passive)、そしてヨーロッパ中心主義 (Eurocentric) の四つを挙げている。この中で、本稿と関連して興味深い部分は、「実用性」の部分である。彼は、当時の日本の学者達は、日本政府の外交目標を達成するために、または政府官僚及び軍将校を教育するために有益な知識及び諮問を与えるよう日本政府から求められていたために、実用的なアプローチをとるしかなかったと主張する。彼によれば、箕作麟祥がWoolseyの著作 (*Introduction to the Study of International Law*) を翻訳したとき、原著には記述がある、国際法の定義、歴史、その法的・道徳的根拠、そして法源に関する部分などを削除したことが、その一つの例であるとする。

一方、田中忠は、1987年、「我が国における戦争法の受容と実践—幕末、明治期を中心に—⁽⁵⁰⁾」を発表するが、この論文で彼は、従来の「通説」に対して、第3の観点を提示する。この論文は、日本の戦争法の実践を日清戦争以前と以後に分けて詳しく分析している。前者に関しては、戊辰戦争時の中立の問題と、明治初期の普佛戦争・台湾出兵などの問題を、後者に関しては戦争宣言、海戦、傷病者及び捕虜に分けて分析した後、日本においてどのように国際法が活用されたかを、韓国や中国と比較しながら分析している。

この論文では、これらの議論に入る前に、「日本の国際法受容とその素地」と「国際法学の輸入とその理解」についての記述がされているが、本稿との関連ではこの部分が肝要である。田中は、ここで吉野、大平、田岡、伊藤などの見解を紹介した後、西の『万国公法』に関して、「自然法論、実定法論いずれの読み方も可能だ」とする新しい解釈を提示する。田中は、西の『万国公法』は、「総論部分—とくに法源や、各章の導入部分に力点をおいて読めば自然法論の陰影が濃いと言えようし、具体的法規に着目すれば実定法の印象が強い。」とする。しかし、「幕末から明治初年において、いずれの印象が強かったかといえれば前者であろう。しかも、それは儒教的概念の転訳を通じて、日本が国際法存在を「比較的スムーズに」承認することを可能ならしめるとともに、万国公法、公法が、国際法本来の領域をはるかにはみ出し、公道とか正義といった普遍的価値そのものと等置され、その内実から遊離した受取られ方をする最大の要因となったであろう」とする。この観点は、自然法

論と実定法論の両方ともを受け入れる折衷的な解釈ではあるが、どちらかといえば自然法論に傾いているといえよう。

このような田中忠の解釈に、明石欽司が更に新しい解釈を提示するが、明石欽司の著作に移る前に、安岡昭男、戸田文明、丸山真男・加藤周一、武山真行、小和田恒の著作を簡単に紹介したい。

まず、歴史学者の安岡昭男の著作を紹介する必要がある。安岡は、「万国公法と明治外交」⁽⁵¹⁾ (1983)、「日本における万国公法の受容と適用」⁽⁵²⁾ (1999)などの論文を通じて、「受容」の問題を「歴史学」の観点から分析・整理しているが、二次資料の分析というよりも、新しい一次資料の発掘とその分析に基づいた事実関係の整理が目立つ。まず、1983年の論文は、国際法に関する主要な事件と、国際法の関係する重要人物の国際法認識を調査したものである。この論文を発展させた1999年の論文には、万国公法の移入過程、オランダ留学生の研究、大学科目上の万国公法、お雇い外国人などについての記述が追加されているが、特に明治前期における万国公法の和訳・著述が見事に整理されている。安岡は、「日本における国際法の受容」問題を研究する代表的な歴史学者だと言えるであろうが、「通説」に関しては、ほとんど触れられていない。

また、1991年の『日本近代思想大系』シリーズとして、『(1): 開国』⁽⁵⁴⁾ (田中彰)と『(5): 翻訳の思想』⁽⁵⁵⁾ (加藤周一と丸山真男)がある。前者には、井上勝生が書いた『万国公法』の「文献解題」が収められている。7頁程度の短い文章ではあるが、当時のヨーロッパの国際法学界の雰囲気、『万国公法』の内容、そしてこの『万国公法』の日本における初期受容をめぐる学者達の論争（即ち、大平、田岡らの論争）などが簡略に整理されている。後者の本には、ジャン・ジャン（張嘉寧）が書いた『万国公法』の「文献解題」と、『万国公法』成立事情と翻訳問題—その中国語訳と和訳をめぐる—というタイトルの論文が収められている。「文献解題」は、原著、漢訳の移入、和訳の位置づけなどを扱っている4-5頁の文章であるが、後者の論文は、『万国公法』翻訳以前の国際法認識、マーチンの登場の背景、中国語版『万国公法』の翻訳過程、そしてその翻訳上の問題を詳しく分析しているもので、国内外の多くの学者に引用されている秀作である。

丸山真男と加藤周一は、つづいて、1998年、二人の共同研究の結果である『翻訳

と日本の近代⁽⁵⁶⁾』(1998)を出版する。この本のⅢ「『万国公法』をめぐる」は、『万国公法』に関して二人が対話する形式になっている。この部分は、「幕末の二大ベストセラーは、何といても福沢諭吉の『西洋事情』とホイートン(Henry Wheaton, 1785~1848)の『万国公法』です。」という丸山のセリフから始まるが、この文章は頻繁に引用されている。このⅢでは、マーチンの『万国公法』の翻訳上の諸問題、英語・中国語・日本語の翻訳の比較分析など、「翻訳」のプロセスという観点から東アジアの『万国公法』受容問題が扱われている。特に、「伝統的な言葉の訳」、「法意識の問題」、「国体」の翻訳、「訳せなかったもの」などは、興味深い内容である。彼らのこの研究も、その後、国内外を問わず多くの学者に影響を及ぼしている。

一方、武山真行は1992年に、「唐通事による『和解万国公法』⁽⁵⁷⁾」を発表する。これは、長崎で唐通事たちが慶応四年に丁臈良の漢訳『万国公法』を和訳した『和解万国公法』(呉碩三郎・鄭右十郎訳、平井義十郎校閲並序)を対象としている。武山によれば、この翻訳書は優れた作品であるにもかかわらず、あまり世に知られることなく埋もれてしまった『万国公法』である。しかし、公刊こそされなかったが、手書の写しが数部作られ、明治初期の外務省と長崎県外務局において、その質の高さゆえに執務資料として外交実務に大いに活用されたという。この論文は、「書誌学的」アプローチから、『和解万国公法』の長崎本とその翻訳者、そして東京本と所蔵の変遷について分析を行っている。

現役ICJ判事の小和田恒が⁽⁵⁸⁾1999年に発表した論文“Japan, International law and the International Community”は、タイトルの如く、日本国際法の過去・現在・未来を検討しようとする論文である。⁽⁵⁹⁾小和田は、日本における国際法の受容過程を分析した上で、日本の国際法学(Japanese Jurisprudence in International Law)が有している四つの特徴としてScrupulous but Passive Observance of the Law, Conservatism in Approach to International Law, Dominance of Analytical Approach to the Law, Paucity of Sociological Approach to the Lawを挙げている。この論文には、「通説」に関して興味深い記述がある。

小和田によれば、当時の「万国公法」に関しては、一つの説ではなく、異なる三つの説(school)が最初から共存していたとする。第一の説は、「万国公法」を西洋の文明または哲学として理解する立場で、これが多くの知識人に共有された。第二

の説は、国際法を国家間の交流のために必要な「道具」(tool)として認識し、可能な限り吸収しようとする立場である。そして、第三の説は、同じく国際法を「道具」(tool)として認識するのではあるが、それは強者が弱者を搾取することを正当化するためのものであると認識するのであり、そのような認識を持つ代表的な人物が福沢諭吉であるとする。小和田は、この三つの説が「不平等条約の改正」と「横浜家屋税事件」(Yokohama House Tax Case)を通じて徐々に大きな変化を経験することになるとする。ともあれ、当時の日本においては、一つの説ではなく、異なるいくつかの説が共存したという指摘は、「通説」の議論のためにも、有意義な指摘であると考えられる。

最後に、明石欽司の著作を紹介したい。近年「日本における国際法の受容」に関する最も活発な研究を行っている学者はおそらく明石欽司であろう。明石は、「日本の国際法学“対外発信”の100年：欧文著作公刊活動を題材として⁽⁶⁰⁾」(2001)、「19世紀後半における日本における国際法の受容と日朝関係⁽⁶¹⁾」(2002)、“Japanese ‘Acceptance’ of the European Law of Nations: A Brief History of International Law in Japan c. 1853-1900⁽⁶²⁾” (2004) など多くの業績を上げている。特に、「日本における国際法の自然法としての受容」という「通説」をめぐる論争に対して徹底的な分析を行うことにより、「通説」の主張を批判的に総合しようとしている。以下、明石の立場を詳しく見ていくこととする。

明石の立場は、2002年の論文にすでに現れている。明石は、これまでの「通説」⁽⁶³⁾には以下の理由で問題があるとする。第一に、「例えば、初代駐日アメリカ領事であるハリス (Townsen Harris) の日誌、英国の外交官サトウ (Ernest Satow) の記録、その他の駐日外交官の日誌・記録やそれに対する日本側の外交文書の中には、幕府維新期の外交を担った日本人が、極めて具体的な国際法上の規則についての説明を欧米外交官にもとめていたことが記述されている。」「つまり、通説が主たる論点とするような、漠然とした自然法観の中で国際法が認識されていたか否かということは実際には問題とはされておらず、国際法に直面した当時の日本人にとって重要であったことは、国際法の具体的な実定法規則の理解なのであった。」第二に、国際法の理解に際しての「迅速性」に関しても、「通説」には問題がある。即ち、「例えば、1862年9月14日に発生した「生麦事件」に際して、英国代表との交渉は、実行

行為者の所属する薩摩藩ではなく、江戸幕府が行った。また翌年発生した「下関事件」においても、外国船舶に対する砲撃を行った長州藩の責任を江戸幕府が負った。これらは、何れも実定国際法上の国家の法人格と正統政府の観念を正確に理解（それもかなり迅速に）していたことを示すものと言えよう。その他にもこのような理解とその迅速性を示す記録が残されている。」第三に、「通説」は、国際法受容における「受動性」という点に対しても問題がある。即ち、「ストーンウォール＝ジャクソン号 (the Stonewall-Jackson) 事件において、天皇政府側は欧米政府に中立義務の厳格な遵守を求め、その引渡しを防止したというものである。この事件においては、日本の為政者達が国際法を理解し、それを積極的に援用する態度が示されている。同様に、日本側が欧米に対して国際法上の規則を援用して対抗した例は他にも見出される」。

以上の根拠に基づいて、結論として、「このような記録を見る限り、通説のこのような国際法理解（自然法的観念としての国際法）と受動的態度は疑問視せざるを得ない。欧米列強の進出という事態に直面していた国際法受容期の日本の為政者や学者達にとって、国際法についての抽象的観念に関わる問題はさほど重要ではなかったと考える方が自然だろう。彼らにとって喫緊の重要事実は実定法としての国際法の具体的諸規則を理解することであり、彼等は実際にそれを行い、積極的にそれらを活用したという方が、実態のより正しい把握であると言えよう。」とする。

このような立場は、2004年の英語論文により洗練されることになる。明石はまず、従来の「通説」の内容を紹介したあと、山本と田岡の論文を取り上げ、前者は証拠を提示していないという理由で批判し、後者はあまりにも実定法側に傾いていると批判する。その後以下のように自己の立場を展開する。第一に、Wheatonの外交官としての長い経験、そしてドイツの歴史法学派の影響により、Wheatonの『万国公法』が実定法主義である点は一般的に認められてきた。Wheatonの国際法の定義が多少自然法的性向を持つてはいるものの、国際法の法源の分析方法は、版が新しくなるに従って実定法主義傾向が強くなっていく。第二に、『万国公法』は、中国人と日本人がより容易に理解できるように翻訳されたとしても、翻訳の内容が原著の内容と本質的に全く異なるということはない。田岡良一が西の『万国公法』に関して、自然法的性向を否定し、専ら実定法主義であると主張しているが、この見

解はあまりにも一方に傾いている。

以上のような根拠に基づいて、明石は、以下のような結論を出している。まず第一に、西欧使節との交渉に参加した日本の官僚達は、日本と西洋との関係に適用される具体的及び実質的規則を得るために尽力するという現実的態度を示した。第二に、初期の国際法研究も、やはり規則を理解するという現実的な目的をもって行われた。第三に、初期の研究は、西洋人の著作の翻訳とその受容という、消極的性格を持ったものであった。第四に、日本人の学者によって、国際法問題に対する独自の見解を含む著作の出版が行われたのは1890年代からであり、それは実定法的に行われた。第五に、そうすることによって、日本が文明的資格を持ち法を遵守しているということを、西欧に示すために出版するという現実的な目標を達成した。

明石は、最後に以下のような問題を提起する。“how is it reasonably conceivable that people faced with a completely novel and urgent situation could deliberate any metaphysical problems, such as the nature of law and methodology?” 以上の内容からみると、明石欽司は、吉野作造・大平善梧らの主張も、そして田岡良一の解釈も、自然法論あるいは実定法論にあまりにも極端に偏っているとし、田中忠のように折衷的立場をとろうとはしているが、田中忠ともまた若干異なる部分があるように思われる。即ち、田中忠が自然法論に近い折衷的立場であったとすれば、明石の立場は実定法論に近い折衷的立場だと思われる。いずれにせよ、長期にわたり続いてきた「通説」をめぐる論争の、最先端に現在立つのは明石欽司であり、自身の新しい解釈を、上述の2004年の論文（英文）を通じて「対外発信」しているの⁽⁶⁵⁾である。

五、結論：分析及び評価

「19世紀日本における国際法の受容」に関する日本の学者達の研究は、1920年代から本格的に始まり、現在も続いている。最後に、彼らの研究を、複数の観点から総括したい。ここでは、研究者の専攻、研究の主要なテーマ、そして論争となった内容という観点から総括する。

まず、このテーマに関する研究に参加した学者達の専攻の観点からみると、以下

のような変化が見てとれる。第一に、最初の議論は、1920年代、政治学者の吉野作造と法学者（判事）の尾佐竹猛の研究により始まった。第二に、吉野作造と尾佐竹猛の研究を国際法学者の大平善悟が承継してから1970年代まではこの問題の研究は主に国際法学者たちにより行われた。第三に、1980年代以後にも国際法学者の研究は相変わらず続いているが、それに加えて歴史学、政治学、そして人文科学などを専門とする研究者もこの研究に携わるようになり、研究の多様性が増している。

また、「19世紀日本における国際法の受容」に関する日本の学者の研究において、研究の焦点となったテーマとしては、以下のようなものがある：

- マーチンの『万国公法』の日本における受容過程（伝来時期、版本・底本、内容など）
- マーチンの他の翻訳書の日本における受容過程（伝来時期、版本・底本、内容など）
- これらの「翻訳」をめぐる問題
- 西などオランダ留学生による国際法の受容（特に、西の『万国公法』）
- 日本の学者たちが直接翻訳した国際法の翻訳書
- 明治、大正、昭和初期の日本の国際法学者たちの国際法研究
- 国際法に関する日本の主な事件（日清・日露戦争などの戦争を含む）
- 日本の外務省などの機関による国際法の受容と援用
- お雇い外国人の役割
- 教育機関（大学）における国際法の講座と講義担当の（外国人・日本人）教授
- 日本国際法学会・協会の創立・発展
- 国際法外交雑誌など刊行物、ジャーナルなど
- 国際会議、国際組織などにおける日本と国際法
- 重要な人物（官僚・知識人など）の国際法認識の変化
- 西洋の様々な『概念』（主権など）の受容史

最後に、上述したテーマの中で多くの学者から注目を浴び、論争の対象になったものは多数あるが、その中でも「国際法が自然法として日本へ受容された」という

「通説」をめぐる論争が最も激しく交わされたといえる。時間だけみても半世紀を軽く越える、長い論争の歴史がある。ここでもう一度簡略に要約してみると以下の通りである。即ち、最初の仮説は、政治学者の吉野作造による1926年の「文献解題」の中に現れ、これを大平善梧らの国際法学者たちがより論理的なものとし、これが国内外の多くの学者に影響を及ぼす。しかし、1972年に田岡良一がこの仮説の問題点を真正面から指摘したことで、一部の学者の立場に修正が見られた。この論争は、田中忠・明石欽司の研究により、双方の立場が批判的に総合される形で、折衷的な新しい観点が提示されるにいたる。

*本稿執筆のための研究は、私が2004年3月から2007年2月までの3年間在職した九州大学法学研究院においてその大部分が行われた。特に、科研の支援で「19世紀東アジアにおける国際法の受容と華夷秩序との相克」（代表：柳原正治教授）という共同研究に参加させていただいたことで、中国と韓国へ出入りしながら多くの資料を収集し、それを分析するという貴重な機会を頂いた。この場を借りて、九州大学法学研究院の皆様にご心から深い感謝の意を伝えたい。また、本論文の準備過程において、九州大学法学府博士後期課程の西嶋美智子さんに至大な助力を頂いた。彼女の努力なしには、この論文を完成させることは不可能であっただろう。この場を借りて、心より感謝の意を表したい。

- (1) 「19世紀東アジアにおける国際法の受容」というテーマは、「華夷秩序」との「衝突」または「相克」を前提としているものである。従って、「東アジア」、「国際法」、「受容」、「華夷秩序」、そして「相克」などの概念をいかに定義するかによってその範囲は果てしなく広がっていくのであろう。この「受容」は現在でも続いているとみる学者もいる。
- (2) 例えば、Eric Yong-Joong Lee, “Early Development of Modern International Law in East Asia – With Special Reference to China, Japan and Korea”, *Journal of the History of International Law*, Vol. 4 (2002).
- (3) 例えば、横田喜三郎、「わが国における国際法の研究」、『東京帝国大学学術大観・法学部経済学部』（昭和17年）、高野雄一、“International Law – Development of its Research in Japan –”, *The Japan Science Review; Law and Politics*, No. 4 (1953).
- (4) 例えば、John Peter Stern, *The Japanese Interpretation of the “Law of Nations”, 1854-1874*, Princeton University Press (1979). Lydia H. Liu, “Legislating the Universal: The Circulation of International Law in the Nineteenth Century”, in Lydia H. Liu ed., *Tokens of Exchange: The Problem of Translation in Global Circulations*, Duke University Press (1999). R.P. Anand, “Japan and International

Law in Historical Perspective”, in Nisuke Ando ed., *Japan and International Law: Past, Present and Future*, Kluwer Law International (1999). R.P. Anand, “Family of ‘Civilized’ States and Japan: A Story of Humiliation, Assimilation, Defiance and Confrontation”, *Journal of the History of International Law*, Vol. 5 (2003).

- (5) 例えば、佐藤慎一、「“文明”と“万国公法”：近代中国における国際法受容の一側面」『国際政治思想と対外認識』(祖川武夫編、1977年)。佐藤慎一、「鄭観応について—“万国公法”と“商戦”」(一・二・三)、東北大学法学会『法学』第47巻4号(1983年)、第48巻4号(1984年)、第49巻2号(1985年)。川島真、「中国における万国公法の受容と適用：「朝貢と条約」をめぐる研究動向と問題提起」『東アジア近代史』第2号(1999年)。川島真、「中国における万国公法の受容と適用・再考」『東アジア近代史』第3号(2000年)。茂木敏夫、「中国における近代国際法の受容：“朝貢と条約の並存”の諸相」『東アジア近代史』第3号(2000年)。柳在坤、「19世紀日本の万国公法の受容と認識」『청계사학』13호(1997)。柳在坤、「近代日本の万国公法の受容と認識」『선문인문과학논총』2호(2001)。강상규(カン・サンキュウ)、「近代日本の『万国公法』受容に関する研究」『진단학보』87호(1999)。

- (6) 例えば、張嘉寧(ジャン・ジャン)、「『万国公法』成立事情と翻訳問題—その中国語訳と和訳をめぐる—」、加藤周一・丸山真男、『翻訳と日本の近代』(岩波新書、1998年)。

張嘉寧(ジャン・ジャン)、「万国公法」、加藤周一・丸山真男、『翻訳と日本の近代』(岩波新書、1998年)。趙景達、「朝鮮近代のナショナリズムと東アジア：初期開花派の“万国公法”観を中心に」、『中国：社会と文化』第44号(1989年)。勿論、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」を理解するためには、彼らの著作は非常に重要なものである。本論文でこれらの著作を扱うことができないのは、勿論すべて私の能力不足のゆえである。

- (7) 以下では、日本、中国、韓国の順番で、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関する各国の学者達の研究動向を追跡するが、その前に、一つ、お断わりしておきたいことがある。即ち、本稿では相当数多くの著作を対象にしている。従って、意識的に注意をしても、それらの著作の一部だけを過小または過大評価をすることにより、当該著作に相応しくない評価を与えたり、または、内容が歪曲されたりする可能性がありうると思われる。疑わしい部分があれば、必ず原著を参照されたい。

- (8) 例えば、高橋作衛は1900年代前半期にすでに以下のようないくつかの論文を出版している。高橋作衛、「日本における国際法の進歩」、『国際法外交雑誌』第3巻2号(1904年)。高橋作衛、「明治時代に於ける国際法研究の発達(1)–(5)」、『法学協会雑誌』第30巻第10号、11号、12号、第31巻第4号、5号(1912–13年)。特に、後者の論文では、普佛戦争の際に於ける本邦局外中立法規の研究、白露奴隸船「マリヤ・ルーツ」号事件、清佛

事件の際に於ける局外中立法の研究、条約改正と国際法研究の進歩などに関して分析を行っている。

- (9) 大平善梧、「国際法学の継受」、『拓殖大学論集』第7巻第1号(1936年)。
- (10) 吉野作造、「明治初期政治学関係文献概目」、『国家学会雑誌』第39巻12号(1925年)。
- (11) 吉野作造、「明治初期政治学関係文献解題(一)」、『国家学会雑誌』第40巻4号(1926年)。
- (12) 従って、彼は、「民権自由の要求は其俁の形で英佛米等より輸入されたものだと考えるのだが、其方の関係は実は比較的薄いのである。形而上学的規範の観念が国内の関係にも亦政府を拘束する先天的原理であるべきの信念を導き、其処に民権自由の説をきいて用意に之を受け入れる素地が作れたのである。此の意味において「萬国公法」が間接的に明治初期の政治思想開発に及ぼした効果は大きい。是れ本書を政治学関係の一文獻としてあげた所以である。」とする。
- (13) 吉野作造、「我国近代史における政治意識の発生」、『政治学研究(二)』(岩波書店、1927年)。
- (14) 尾佐竹猛、「幕末における国際法」、『法学志林』16-6、7、8、9(1914年)。
- (15) 尾佐竹猛、『維新前後に於ける立憲思想』(文化生活研究会、1925年)。
- (16) 尾佐竹猛、『国際法より観たる幕末外交物語』(文化生活研究会版、1926年)。
- (17) 尾佐竹猛、『近世日本の国際観念の発達』(共立社、1932年)。
- (18) 付録として「生麦事件の真相」、「小栗上野介の遺物」、「幕末における海外使節の話」、「甲鐵艦問題と陸奥宗光」の四つがある。この本にはまた文化元年(1804年)から明治十四年(1881年)までの年表が付いている。さらに、この『国際法より観たる幕末外交物語』には第1版と第2版がある。第2版は昭和5年(1930年)に出版された。内容は初版と全く同じだが、本の一番後ろに「増補」という名前で「徳川幕府と佛蘭西との密約に就て」、「佛人モンブラン新説書」、そして「外交上より観たる江戸城明渡」が加えられている。特に、この第2版の最初の部分には、第1版について立作太郎が『国際法外交雑誌』に書いた書評が掲載されている。
- (19) 尾佐竹猛の『維新前後に於ける立憲思想』(1925)は9頁に渡る吉野作造の推薦辞から始まるが、これを読めば彼らの関係がある程度把握できると考えられる。
- (20) 大平善梧、「国際法学の移入と性法論」、『一橋論叢』第二巻第四号(1938年)。
- (21) また、「国際法を最先きに研究し出したものは幕末の外交当局であると言ったが、この当局の人達は、主として漢学的素養の所持者で」あったとする。
- (22) 大平善梧、「三つの開国」、『現代法学の諸問題』(勁草書房、1952年)。
- (23) 大平善梧、「日本の国際法の受容」、『商学討究』第4巻第3号(1953年)。
- (24) 信夫淳平、「我国に於ける戦時国際法の発達」、『国際法外交雑誌』第四二巻第一号(1943年)。

- (25) Shinobu, Junpei, “Vicissitudes of International Law in the Modern History of Japan”, 『国際法外交雑誌』第50巻第2号 (1951年)。
- (26) 彼は、「その頃、我が政府当局者の理解したる国際法なるものは、国際法といふ法律としてよりは、単に世界の正義公道といふ意義に解されたやうである。」「『国際法原理』には、(略) 事実自然法派の論素が多分に含まれてある。」「『公法会通』にも、国際法を自然法として結び付けて説いてある。西の訳本にも、自然法が国際法の基本であると記されてある。開国当時より明治維新にかけて我が政府当局者は、これなどの諸説特に『万国公法』を読み、成程と頷き、さては国際法とは世界の公議大道、天地の義法、別語にて言えば正義公道なるものを論述するものと解したのは怪しむべくもない。」としている。
- (27) Kuriyama Shigeru, “Historical Aspects of the Progress of International Law in Japan”, *The Japanese Annual of International Law*, No. 1 (1957).
- (28) Otsuka Hirohiko, “Japan’s Early Encounter with the Concept of the ‘Law of Nations’”, *The Japanese Annual of International Law*, No. 13 (1969).
- (29) 筒井若水・広部和也、「国際法」、『ジュリスト学説100年史』ジュリスト第400号(1968年)。第二次世界大戦を基準としてそれ以前は広部和也が、それ以後は筒井若水が担当した。
- (30) この論文は、全体的に横田喜三郎(昭和17年)と高野雄一(1953、1962)の諸論文を参照したという。しかし、明治初期までは尾佐竹猛の諸著作を参照している。
- (31) 住吉良人、「西欧国際法学の日本への移入とその展開」『法律論叢』第42巻第4・5・6合併号(1969年)。
- (32) 住吉良人、「Henry Wheaton, Elements of International Law, 1836. 丁麴良(W. A.O. Martin) 万国公法一卷(同治三年、1864)、爪生三寅・交道起源一名万国公法全書一号(慶応四年、1867)」、『法律論叢』第44巻2・3合併号(1970年)。
- (33) 住吉良人、「明治初期における国際法の導入」『国際法外交雑誌』第71巻第5・6合併号(1973年)。
- (34) Ito Fujio, “One Hundred Years of International Law Studies in Japan”, *The Japanese Annual of International Law*, No. 13 (1969).
- (35) 伊藤不二男、「近代日本法思想史：国際法」、『近代日本法思想史大系第7巻』(1979年)。
- (36) もう一つ興味深い部分は、当時の日本人は、ヨーロッパとは異なる哲学的背景を有していたために、ヨーロッパの自然法をよく理解できなかったという部分であるが、これも従来の「通説」とは異なるところであろう。しかし、彼によれば、この『万国公法』の内容を十分に理解できなかったために、当時の日本人はこれを儒教の天道のように理解したとする。そうすると、結局、当時の日本人は、マーチンの『万国公法』からは

実定主義の内容を、西の『万国公法』からは自然法の内容を、各々受容したという結果になるのではないだろうか。

- (37) 田岡良一、「西周助“万国公法”」『国際法外交雑誌』第71巻第1号(1972年)。
- (38) この1973年の論文は、「前提とすべき問題について」、「万国公法に関する文献の移入」、「慶応四年の出版本について」、「明治初期における翻訳、注釈本」、「その他の関連する書物」、そして「丁麴良と性法の導入について」からなっている。
- (39) 伊藤は、自身が引用する田岡教授の著作を以下のように紹介している。1972年の論文は本論文と重なるが、そのままここに載せておく。「(一) 田岡良一、「西周助『万国公法』」国際法外交雑誌第七一巻第1号(一九七二年)一一五七頁、(二) 田岡良一、「西周助『万国公法』のことなど」学会会報第七一五号(一九七二年)四一八頁、(三) 田岡良一、『改訂増補、国際法学大綱』上巻(巖松堂書店、一九四三年)八七頁、(四) 田岡良一、『戦争法の基本問題』(岩波書店、一九四四年)一三三—一三四頁註(二)。」
- (40) 一又正雄、「明治及び大正初期における日本国際法学の形成と発展：前史と黎明期」『国際法外交雑誌』第71巻第5・6合併号(1973年)。
- (41) 一又正雄、『日本の国際法学を築いた人々』(日本国際問題研究所、1973年)。
- (42) 国際法学会の活動と関連事業として、月例会合、国際法協会日本支部の創立、国際連盟協会設立の支援、グローチウス名著出版三百年記念懸賞論文の募集、国際法法典編纂研究委員会などを挙げている。
- (43) そして、この著作には、重要事件、学会、国際法学者(含、関係者)、主要著作の出版を基準にしてまとめた関係年表(1878-1926年)、そして付表(1927-1972年)が添付されている。
- (44) 粕谷進、「日本の開国と国際法」、『経済集志』44-3、4(1974年)。
- (45) 松井芳郎、「近代日本と国際法(上)(下)」、『(季刊)科学と思想』第13号、第14号(1974年)。
- (46) 例えば、粕谷進の論文には、「開国にあたり国際法に接触した幕府の役人は、いくらからでも国際法を認識し受容する素地ができていた。実際にも幕府の役人は、国際法を「天地之道」または「宇内之公道」と直感し、儒教の「天道」を連想している。」という記述があり、そして松井芳郎の論文には、幕末の日本にとって、「万国公法」は、せいぜいのところ「一組の形而上学的規範、あるいは人類の正義と公正の諸原則」にすぎなかったといえよう。」などという記述が出てくる。
- (47) 香西茂、「幕末開国期における国際法の導入」『法学論叢』第97巻第5号(1975年)。
- (48) Onuma Yasuaki, “‘Japanese International Law’ in the Prewar Period: Perspectives on the Teaching and Research of International Law in Prewar Japan”, *The Japanese Annual of International Law*. No. 29 (1986).
- (49) これに関しては、Onuma Yasuaki, “When was the Law of International Society

- Born?—An Inquiry of the History of International Law from an Intercivilizational Perspective” *Journal of the History of International Law*, Vol. 2 (2000).
- (50) 田中忠、「我が国における戦争法の受容と実践—幕末、明治期を中心に—」、『国際法、国際連合と日本』（弘文堂、1987年）。
- (51) 安岡昭男、「万国公法と明治外交」、『明治前期大陸政策史の研究』（1998年、初出は1983年『政治経済史学』200号）。
- (52) 安岡昭男、「日本における万国公法の受容と適用」『東アジア近代史』第2号（1999年）。
- (53) この1983年の論文は、国際法が関わっていた主な事件と重要人物の国際法に対する認識を調べたものである。重要事件としては、神戸事件、列国の局外中立、外国公使参朝、堺事件、京都事件、徳川家処分、蝦夷地対策を扱っており、後者では日清修交条規、マリアールス号清国苦力解放、清帝謁見問題、台湾出兵、琉球問題、対韓交渉、巨文島事件と李鴻章、日清開戦などを整理している。また、識者の万国公法観に関しては、木戸孝允、広沢真臣、岩倉具視、山県有朋と西周、中村正直・福澤諭吉・植田枝盛・小野梓、陸羯南、會根俊虎などを取り上げている。
- (54) 田中彰、『日本近代思想大系(1)：開国』（岩波書店、1991年）。この本には、慶応元年日本で翻刻された『萬国公法』（六冊本）を底本として、返点により読み下し文を作成したものの目次と第一巻第二章が載せられている。
- (55) 加藤周一・丸山真男、『日本近代思想大系(15)：翻訳の思想』（岩波書店、1991年）。この本には、明治三年出版の、重野安繹の訳した『和訳万国公法』が、英語原文とともに載せられている。
- (56) 加藤周一・丸山真男、「“万国公法”をめぐる」、『翻訳と日本の近代』（岩波新書、1998年）。
- (57) 武山真行、「唐通事による『和解万国公法』」、『近代日本の形成と宗教問題』中央大学人文科学研究所研究叢書9（1992年）。
- (58) Hisashi Owada, “Japan, International law and the International Community”, in Nisuke Ando ed., *Japan and International Law: Past, Present and Future*, Kluwer Law International (1999). これは1997年京都で行われた日本国際法学会100周年記念国際シンポジウムで行われた彼の報告に基づいたものである。
- (59) 彼は、第二次世界大戦以前までの日本における国際法の受容を、“the first period of exposure and absorption, the second period of adherence and application, and the third and the last period of repudiation and realignment, leading to war” に分類している。
- (60) 明石欽司、「日本の国際法学“対外発信”の100年：欧文著作公刊活動を題材として」『日本と国際法の100年(1)：国際社会の法と政治』（三省堂、2001年）。

- (61) 明石欽司、「19世紀後半における日本の国際法受容と日朝関係」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・対韓帝国の対応』Korea Foundation 2001年度共同研究プロジェクト研究成果報告書（研究代表者：柳原正治）（2002年）。
- (62) Akashi Kinji, “Japanese ‘Acceptance’ of the European Law of Nations: A Brief History of International Law in Japan c. 1853-1900”, in Stolleis & Yanagihara eds., *East Asian and European Perspectives on International Law*, NOMOS Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, (2004).
- (63) 明石欽司がいう「通説」は以下のとおりである。即ち、「国際法の観念については、幕末維新时期に国際法（the law of nations）に遭遇した日本人（幕府役人、学者達）は、それを従来法意識（例えば朱子学や国学に基づくもの）と結び付けて解釈し、自然法的な規範として理解した。また、国際法に対する態度については、日本は欧米諸国による国際法の適用の客体にありつづけ、また学問的にも、関連外国文献の輸入と翻訳という作業を専らとし、その意味で受動的態度に終始した。」「日本における初期の国際法観念を巡るこのような通説は、更に、次のような事情によって補強される。即ち、1862年（文久2）年に派遣された幕府派遣オランダ留学生の一人である1865（慶応1）年に帰国した西周助（周）が、ライデン大学教授Simon Visseringによって行われた二年余にわたる講義（Natuurregt「性法之学」（法哲学）・Volkenregt「万国公法之学」（国際公法学）・Staatsregt「国法之学」（国法学）・staatshuishoudkunde「制産之学」（経済学）・Statistiek「政表之学」（統計学）の五科）を筆記したノートの中からVolkenregtの部分を翻訳したものが1868年（慶応4年）に『万国公法』として公刊され、この著書が自然法論に基づくものと評価されたために、当時の日本人は国際法を自然法として理解したという通説が生み出されることになるというのである。」
- (64) Yamamoto claims that “[t]o start with, a very pragmatic approach was taken during the germinal stage from 1854 to around 1900” and Japanese international lawyers “first intensively translated and imported the positivist methodology, which then was the mainstream in the international law of the western world”. この論文は、Soji Yamamoto, “Japanese Approaches and Attitudes towards International Law”, *The Japanese Annual of International Law*, No. 34 (1991), p. 118. しかし、この文章の後ろには儒教についての以下のような記述がある。“To answer a question why the laws of western origin could be so universal as to be applicable to Japan, they invoked even the idea of ‘universal truth among all peoples’, which is the product of Confucianism”.
- (65) その他にも、2000年代に入ってから発表された、「日本の国際法の受容」の理解を深める著作がいくつかある。例えば、『東アジア近代史』を中心として行われた「東アジアにおける国際法の受容」のテーマのもとでいくつかの論文が発表された。前記した

安岡昭男以外にも、野澤基恭の「日本における近代国際法の受容と適用：高橋作衛と近代国際法」（2000年）、伊藤信哉の「19世紀後半の日本における近代国際法の適用事例：神戸税関事件とスエス事件」（2000年）、塚本考の「日本の領域確定における近代国際法の適用事例：先占法理と竹島の領土編入を中心に」（2000年）などがある。また、坂元茂樹の「明治38年の光と影：日本における条約法研究の軌跡」『日本と国際法の100年（1）：国際社会の法と政治』（三省堂、2001年）、柳原正治の「主権平等と保護国—“有賀・立保護国論争”を中心として」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・対韓帝国の対応』Korea Foundation 2001年度共同研究プロジェクト研究成果報告書（研究代表者：柳原正治）（2002年）もある。最後に、戸田文明の「幕末洋学者の国際認識—畢洒林述・西周訳『万国公法』を中心に—」、『日本洋学史の研究』X（有坂隆道編）（1991年）は、特に西の『万国公法』を理解するためには重要であると考えられるが、真に残念ながら、私はまだ手に入れることができていない。